

# 知多南部広域環境センター ごみ受入基準

最終改正：令和4年12月

知多南部広域環境組合

(構成市町：半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町)

TEL0569-84-1007

FAX0569-84-1008

# ごみ受入基準

## 1. 搬入できるもの

半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町地内で排出された一般廃棄物で、知多南部広域環境センターの受入基準等に適合したもの

## 2. 受付時間

月曜日～金曜日(祝日を含む) 午前8時30分～午後4時15分

土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～午後1時

年末年始

12月29日・30日、1月4日 (曜日に関係なく)午前8時30分～午後4時15分

## 3. 休日

日曜日、年末年始(12月31日、1月1日～1月3日)、管理者の定める日

## 4. ごみ処理料金(ごみ処理手数料)

種類	単位	金額	対象
家庭系ごみ	10 kgまでごとに	100 円	日常生活に伴って生じた一般廃棄物
事業系ごみ	10 kgまでごとに	200 円	事業活動に伴って生じた一般廃棄物

注)10kg未満(0kg含む)の場合は、家庭系ごみ100円、事業系ごみ200円になります。

## 5. 搬入上の注意事項

### ○受入できるもの

- ・ 構成市町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)から排出された一般廃棄物であること。  
※受付の際に住所の確認をさせていただきますので、ご本人の住所のわかるもの(運転免許証など)を必ずご持参ください。
- ・ 知多南部広域環境センターで処理できる形状及び量の一般廃棄物であること。
- ・ 知多南部広域環境センターにおいて、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- ・ 知多南部広域環境組合の定める可燃物、不燃物に分別した一般廃棄物であること。

### ×受入できないもの

- ・ 受入基準に適合しないもの。
- ・ 広域環境センター搬入許可申請書の内容と異なる一般廃棄物。
- ・ 産業廃棄物(事業所から出た廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリートくず、陶磁器くずなど→4ページ「事業系ごみの処理について」参照)
- ・ 感染性の廃棄物(注射針、注射器具など)
- ・ 爆発、火災、その他危険性のあるもの(ガスボンベ、ガソリン、石油、消火器、火薬、電池など)

- ・ 作業が著しく困難で設備機械等を破損する恐れのあるもの(スプリングマットレス、タイヤ(一輪車などの小型を除く)、ボウリングの球、臼、鉄アレイ、エンジン・コンプレッサー・大型のモーター付きのもの、コンクリート製品など)
- ・ 処理が最終処分しかできないもの(土・土砂、石、瓦、灰など)
- ・ 焼却・破碎・選別時等において有毒ガスが発生するもの(薬品、蛍光灯など)
- ・ 液状のもの(廃油・廃液・汚泥など)
- ・ 家電リサイクル法によるもの(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機など)
- ・ 構成市町が資源物として回収しているもの(びん類、缶類、紙類、布類、小型家電、ペットボトル、プラスチック・紙製容器包装、木枝類など)※資源ごみの詳細については、各市町の環境部局にご確認ください。
- ・ 構成市町以外で排出されたもの

## 留意事項

- ・ 受入できないものは、お持ち帰りいただきます。不明な点については、知多南部広域環境センター又は各構成市町の担当課にお問い合わせください。
- ・ 知多南部広域環境センター及び中継施設では、資源ごみの回収は行っておりません。資源ごみについては、各構成市町の指定する受入場所への搬入をお願いします。
- ・ 南知多町・美浜町から排出されたごみについては、知多南部クリーンセンター敷地内にあるごみ中継施設にて受入れを行っております。(中継施設で受入できるごみについては、知多南部広域環境センター中継施設ごみ受入基準を参照してください。)
- ・ 持込みの際、構成市町の指定ごみ袋に入れた搬入であっても、ごみ処理手数料を負担いただきます。持込みの際に使用される袋は、構成市町指定のごみ袋でなくてもかまいません。(透明または半透明の袋が望ましい)
- ・ 持込みの際、不適物の混入確認のため、中身がわからないものについては開けて確認させていただくことがあります。
- ・ 週明け、お盆、年末年始、年度末等の時期は、持込み者が通常より多くなり、場内が大変混雑することが予想されますので、分散して搬入いただくか、できる限り地域のごみ集積所へのごみ出しにご協力をお願いします。(知多南部広域環境センターのホームページで、場内の混雑状況をリアルタイムで掲載しておりますので参考にしてください)
- ・ 場内での積み降ろしを円滑に行うため、あらかじめ可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの分別をお願いします。
- ・ 搬入物を降ろすのは、搬入者自らが行ってください。
- ・ 搬入物を降ろす際は、誤動作による事故防止のため、車両のエンジン停止をお願いいたします。
- ・ 場内は、速度制限、一方通行などの指定がありますので遵守してください。
- ・ 場内は、必ず係員の指示に従ってください。

## 6. 受入できる持込みごみの例 及び 規定寸法について

### ◇ 可燃ごみ(縦・横・高さが60cm以下の燃やすことができるもの)

※指定ごみ袋に入れる必要はありません

#### 家庭系ごみの例

- ・ 紙、布類(資源とならないもの)
- ・ カセットテープ、ビデオテープ、CD
- ・ 厨芥(生ごみ)類(水分をよく切って)
- ・ 資源とならないプラスチック製品(バケツ、おもちゃなど)
- ・ 木材(断面積100cm<sup>2</sup>以下、長さ60cm以下)  
※長さ250cm以下のものは可燃性粗大ごみとして処理できます
- ・ パイプ、チューブ、ホース類(長さ60cm以下に切る)  
※長さ250cm以下に切ったものは可燃性粗大ごみとして処理できます
- ・ ひも類(長さ60cm以下に束ねてしぼる)
- ・ 縦横60cmを超える布類(縦横60cm以下に畳んでしぼる)  
※縦250cm×横150cm以下にしぼったものは可燃性粗大ごみとして処理できます

### ◇ 可燃性粗大ごみ(縦250cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

※木材については、直径20cm以下のもの

#### 家庭系ごみの例

- ・ 畳、じゅうたん類、ふとん、ふすま、木製のいす
- ・ プラスチック製衣装ケース

### ◇ 不燃ごみ・不燃性粗大ごみ(縦200cm×横150cm×奥行100cm以下のもの)

※金属については、直径1cm以下の棒状または厚さ0.3cm以下の板状のもの

#### 家庭系ごみの例

- ・ ガラス・陶磁器類、金属類(食器類、植木鉢、金属バケツなど)
- ・ びん類・缶類(資源とならないもの)
- ・ 大型の金属類(自転車、ゴルフクラブ、ガスコンロ、スーツケースなど)
- ・ 可燃ごみと不燃ごみが一体化したもの(ガラステーブル、ギター、ソファ、座いす、キャンプ用のいすなど)

※上記のごみについて、構成市町によっては資源として取り扱っている場合があります。事前に各構成市町の担当課にご確認いただき、資源物であれば、構成市町の資源回収場所に搬入してください。